

## 議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和5年2月9日（木） 午前9時59分～午後0時30分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 4番 杉浦 浩一、  
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、  
8番 黒川 美克、 9番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、  
11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、 14番 小嶋 克文、  
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈

オブザーバー

議長（12番）鈴木 勝彦、 副議長（2番）神谷 直子

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

#### 1 議員定数の見直しに伴う検討事項について

##### （1）高浜市議会委員会条例について

- ① 常任委員会の数、委員定数及び任期について
- ② 議会運営委員会の委員定数について
- ③ 懲罰特別委員会の委員定数について
- ④ 予算・決算特別委員会の在り方について
- (2) 議会運営に関する申合せ事項について
  - ① 議会運営委員会委員の選出方法等について
  - ② 議会運営委員会の委員の数について
- (3) 高浜市議会政治倫理条例について
  - ① 政治倫理審査会の委員定数について
- (4) 各種委員会等議員選出委員について
  - ① 委員の任期について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

### 《議 題》

#### 1 議員定数の見直しに伴う検討事項について

委員長 まず、確認をさせていただきますけれども、前回の委員会では、各会

派から御提出いただきました議員定数の見直しに伴う検討事項について、今期中に検討する事項と改選後に検討する事項を仕分けをして、委員会条例について、議会運営に関する申合せ事項について、政治倫理条例について、予算・決算特別委員会の在り方について、各種委員会等議員選出委員についてを今期中に検討し、条例改正が必要なものは3月定例会最終日に議案の上程をするスケジュールで進めていくということが決定いたしております。

なお、政務活動費及び議員報酬についての検討も必要との意見が委員より出されましたが、この件については来期の議員で検討することが決定しています。

本日の委員会では、今期中に検討する事項の方針を決定していただきたいので、検討事項に対する考え方、考え方の根拠、考え方に伴う効果・影響について事前に各会派から御意見をいただきましたので、その協議をお願いいたします。

今期中に検討する事項について各会派の意見をまとめたものをタブレットに掲載しておりますので、既に御確認いただいていることと存じますけれども、御覧をいただきたいと思えます。

まとめたものを改めて皆様方にお渡しをしたんですけども、確認していただきましたかね。会派ごとのやつではなくて、一覧表にしたやつをつかって、今日、流させていただきます。これは8ページありますので、1項目ずつそれぞれを決定していきたいというふうに思います。それを見ていただくと、それぞれの会派のやつを見直す必要がないもんですから。

それでは付議事項の順に協議を行います。

## (1) 高浜市議会委員会条例について

① 常任委員会の数、委員定数及び任期について  
委員長 協議を願います。

現状は、総務建設委員会8人、福祉文教委員会8人、任期は1年となっております。大方の会派の意見は、現状の委員定数から一人削減して、総務建設委員会7人、福祉文教委員会7人、任期は現状の1年との意見がありました。

新政会さんと高浜市民の会さんは定数を 12 人との意見でした。

それぞれの御意見が出ております。そして、補足説明がある、あるいは他の会派に対しての御意見があるということでありましたら、挙手をもって発言を願いたいと思います。

意(15) 私、ちょっとまだ十分体調が戻っていないので、これの準備も不十分なんです。私の予算・決算特別委員会の在り方のところで、特別委員会で定数 8 人と出してありますが、議長、副議長を除くあとのメンバーで予算・決算特別委員会をやればいいと。

委員長 今、そこはまだ。

意(15) まだいいですか。

委員長 まずは常任委員会の数と委員定数及び任期についてということで、一つずつ進めていきますので。

意(15) はい。

意(10) 私ども市政クラブの考え方及び根拠は、ここに書かせていただいたとおりですけど、ちょっとほかの会派への確認もいいわけですか。

委員長 はい。

問(10) では、まず新政会さんの両委員会とも 12 人で正副議長を除くという、これはどういうことから。

答(8) 前の時にも言いましたけれども、正副議長というのは、いわゆる議会を運営をするために、公平な運営をするために僕は外したほうがいいと。そういうことです。

問(10) もう一つ。高浜市民の会さんの考え方に伴う効果・影響のところで、同意する議員同士で視察を行うということを書いてありますが、これは行政視察でやることではないと思うんですけど。

それから、視察の予算に対しては、どのように考えてみえるかお願いいたします。

答(16) 行政視察でやることではないって、ちょっと質問の意図が分からなかったの、もう一度ちょっとその内容について詳しく教えていただきたいのと。2 問目、ちょっとメモっていて分からなかったの、もう一度お願いい

たします。

委員長 質問がよく分からないということで。

問(10) この考え方に伴う効果・影響のところの一番下のほうに書いてあります、同意する議員同士で視察を行うというのは、これは常任委員会の視察ではなく政務活動費でその議員同士が意見の合う人なり、同じ内容で視察を行いたいという人だと思うんですけど、その部分に対してと。

それから、これを行うに当たっては、予算についてはどのように考えてみえるかということ。

答(16) 考え方に伴う効果・影響というところで、私は影響のほうで、結局、常任委員会の在り方はどうなるんだ、それによつての影響はつていうところで、多分、視察の話が出てくるかなつていうところで、ここまで議論しなくてもまだいいのかもしれないんですけど、私は、常任委員会の視察のことをここではうたつてあります。常任委員会が全員、両方に所属して両方の委員会ですっかり審議をしたいつていうところがございますので、両方入つてるから視察はどうするんだと。今までだったら、福祉文教委員会だと福祉文教委員会としての視察、総務建設委員会だったら総務建設委員会としての視察つてなるかと思うんですけど、結局、視察の目的つていうのは、議員としてよりよい市政を運営していくために、皆さんに市民サービスを提供できるために、よりよい施策とか、よりよい市民サービスができるようなものをきちんと視察で勉強し、その上で上程していくつていうところが私は委員会の役目だろうなとは思つてるんですね。そういう意味で、こういう教育施策についてこういうところを変えていきたいとか、道路行政についてこういうものを取り入れたいとかそういうところで、結局、議案上程とか行政サービスの提案までやつぱりやるべきかなと私は思つているので、各委員会で。しっかりきちんと予算もつてゐるわけですので、そういうところで、こういう施策サービスをやりたいよつていうところで、そういうところに行きましよう同意する議員同士で視察を行うというふうに書かせていただきました。

予算については、今、予算書がすぐパツて出てこないから分からないんですけど、予算は予算で委員会でやつてるのであれば、そこも今後どうするのかつ

ていうところは協議が必要かなと思っています。

以上です。

問（10） とくに今、高浜市民の会さんは考え方のところで、総務なり福祉なりを、おのおの12名ということで書いてあるということは、今までに比べると、行政視察で行いたいということであれば、予算をまだ考えてないということですが、それなりに予算としては組む必要があると思いますので、その辺をお願いいたします。

答（16） 予算までここで今決めないといけないことでしょうか。私は、影響としてはこういう影響が出てくるけど、こういう考え方でできるんじゃないですかという提案をさせていただきただけで、私はちょっと予算まではまだここでは検討しておりません。

意（10） 委員長のほうで、その辺はちょっと、この件についてはということであれば、決定というんですか、決まった以後として考えていただければいいと思います。

委員長 今回の質疑と答弁をまとめさせていただくと、委員会のメンバー数が増えれば、当然、今までの行政視察の分が端的に言うのと倍になるということが多分言ってみえると思うんですけども、質問のほうは。

それと、同意する議員同士で視察を行うっていう言い方自体が委員会というくくりではないような感じがされてるんじゃないかなと思うんですけども、この辺のところはどうなんですかね、市民の会さん。

答（16） すみません、そこまでちょっとまだ深く検討はしておりません。ただ、今言ったその倍になるとかそういうことは全く考えておりません。

私は、今までの申合せとか条例とか規則とかに影響してくるかもしれない、影響してくると思われまますから、ただ、新たにここまで大きく変えるっていうことであれば、委員会の在り方についても大きく変えていいんじゃないのかなというところで、40人とか50人もいるような議会であれば、さすがに委員会とか分けないと、大きい自治体、特に政令都市とかだと議案もすごく多いので、議会中に全部の議案については、なかなか全員でできないということがあると思うんですけど、うちみたいに議案数も少ないし、人数も少ないって

うことであれば、やはり委員会は、こないだの臨時議会、正副議長を除いた全員でしっかり議論ができたんですね。あれがすごく、私は、委員会の在り方でもあるんじゃないかなと思っておりますので、ああいうしっかり議論ができるような状況に議長がしていただいたということで、すごくよかったなっていうところで、ぜひともそういう形でできるようにしていただきたい。

ただ、影響としては、こういうところが出てくるんじゃないかというところで、私がこういう方法もあるんじゃないかっていうところで書かせていただきました。なので、委員会視察を逆になくして、個人の政務活動費を増やして、個人的に視察を増やしたほうがいいのか、いろんな議論になるかなと思いますので、そこはまた決まった上で、また私も再度検討したいと思いますし、皆さんで議論していただければと思います。

以上です。

意（10） 意見としてはあると思いますけども、ここに一覧表で書いてあるように、新政会さんなり高浜市民の会さん以外の会派の方は、全てが定数が16が14になったことに対する委員の振り分けで、同じようなのを書いてみえますので、ある程度決めて、委員長サイドのほうで決めていただければと思います。

意（7） 今の16番の倉田委員のほうが、予算とか特に決まってないということなんですけど、今回、決めるのはこれ3月議会までに決めなきゃいけないことなので、そこら辺もやっぱりしっかりと検討した上で提案していただかないといけないのかなと思ってますので、今回は7人、7人という案で妥当だと思います。

意（16） 予算については、全く増やすという考えはございません。今までの予算の範囲内で、どう皆さんの中で市民サービスとか新たな議案上程とか新たな施策を生み出せるかっていうところを考えていけばいいかなとそういう考えでおります。

以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 そうしますと、大方のところは総務、福祉それぞれが7人と。新政会さんと高浜市民の会さんが12人ということが出ております。

意見が、これ以上進めてもまとまらないというふうに思いますけれども、決めていかないと3月定例会のほうに条例改正ができませんので、採決をして決めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、まず採決の内容の確認です。

常任委員会の数及び委員定数について、これに関しましては、大方の御意見である、総務建設委員会7人、福祉文教委員会7人とすることに賛成か否かということをお諮りしたいと思います。

お諮りいたします。常任委員会の数及び委員定数について、総務建設委員会7人、福祉文教委員会7人とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数

委員長 挙手多数であります。

よって、常任委員会の数及び委員定数については、総務建設委員会7人、福祉文教委員会7人とすることに決定しました。

次に、常任委員会の任期についてお諮りをいたします。

大方の会派の意見でありますように、常任委員会の任期を1年とすること、任期を4年というのが高浜市民の会さんですね。

それ以外の方は、任期1年ということになっておりますので、常任委員会の任期を1年とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数



委員長 挙手多数であります。

よって、常任委員会の任期は1年と決定しました。

常任委員会の数及び委員定数が決定したため、新政会さんから提出された案及び高浜市民の会さんから提出された案については、一時不再議ということで採決不要とさせていただきます。

## ②議会運営委員会の委員定数について

委員長 議論をお願いします。

議会運営委員会の委員定数は、現状6人と規定されています。各会派の意見として現状どおり6人との意見が公明党さん、青政会さん、高志クラブさん。議会運営委員会の委員定数を7人以内との意見が市政クラブさん、清風会さん。正副議長を除く12人という意見が高浜市民の会さん。共産党さん、新政会さんは、特段、御意見がなかったということでもあります。

この件について、補足説明あるいは他の会派に対する御意見などがありましたら、挙手をもって発言をお願いいたします。

意(10) 私ども市政クラブとしては、考え方は7人以内と書かさせていただきました。考え方の根拠でここに書いてある部分の公党数や会派数、特に会派数においては、今回、定数が16から14になったことに対して大きく考えられるのが、2人ずつとした場合の会派になると、7人という議会運営委員会の定数ということになるものですから、ここで言う7人ではなしに、7人以内、会派がそれ以上少なくなれば、それに合わせてということで7人以内ということで書かさせていただきました。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに御意見ございませんか。

問(10) 質問のほうですけど、高浜市民の会さんが書いてみえる効果・影響の部分で、まとまらなくても多数決で決めてきたため、問題はないと思う。こ

れ、考え方で正副議長を除いた12名ってなっていますが、現状では各派代表者会議というものがあって、その意見をもって議運のほうへ出すものですから、人数を12名とする根拠がちょっと分かりません。

答(16) 各派代表者会議は、あくまでも協議する場だと思うんですよね、今の会議規則とか条例とかでいくと。協議する場ですので、あくまでも、決めるのが議会運営委員会ということですので、議会運営委員会で今のところ条例改正がなければ、議会運営委員会で最終決定しなければならないのかなと思うのでこういう書き方をいたしました。

逆に私は、市政クラブさんにお伺いしたいんですけど、この7人以内っていうことだと、今は一人会派が入っていないってことになると、2人以上となると、7掛ける2で14にはなると思うんですけど、これは議長、副議長は入れた計算方式ってことになりますでしょうか。

意(10) 今までの高浜市議会の議運の場合ですと、議長、副議長はオブザーバーということで出てますので、一応、それはそのままの考え方です。

意(16) オブザーバーっていうことは、定数に加えないっていう意味なのかなと私は思うんですけど、そうすると、結局12人しか最大限でも委員にはなれない。オブザーバーが2人だから14のうち2人はオブザーバーだと12で、一人会派は入れないということであれば、今までのやり方であれば、6人以内しかこれは書けないと思うんですね、考え方としては。7人以内っていうのは、実質、無理じゃないのかなと思うんですけど、今の考え方でいくとですね。

意(10) あくまでも、正副議長は、現状としては、高浜市議会は議長、副議長、オブザーバーになっています。そういうのも含めて、会派をつくった場合だと、14人で2人ずつつくれば7人。ですから、最高でつくっても7人というあげ方をしておけば、問題はないということで「以内」をつけたわけです。

意(14) 公明党のほうといたしまして、現状維持ということで書かさせてありますけども、今の市政クラブの意見を聞きまして、うちも基本的に14で会派が2人で1人出ます、議運が。ということで、うちもこれ7人以内ということで変更させてもらいたいっていうことと。

それから、今の公党を名乗っておれば、一人であっても1人になります、こ

これは。だから、今は公明党と共産党が公党としてありますけども、これ将来またどういった党が正式に認められるか分かりませんので、そういうところでちょっともうこれは、現状維持じゃなくてうちも7人以内ってことで変更をさせていただきたい。

委員長 また(2)の議会運営に関する申合せ事項のほうで、議会運営委員会委員の選出方法等についてっていうのを改めて議論をしていただきますけれども、現行での申合せに関しましては、公党の場合は一人であっても議会運営委員会委員の選出をされるということになっています。

それから、2人以上は1人、代表者が議会運営委員会の委員に選出されるということになってますので、そのところは現行の部分の頭に置いて、ここの中の議論をしていただきたいんですけども、よろしいですかね。

ほかに、御意見ございませんか。今、公明党さんが7人以内と。

意(5) 今ちょっとお話聞いたところ、やっぱり可能性がある最大会派数とあったところを考えると、7人以内にしておくほうがいいのかないかと思いました。

委員長 柴田委員、来期の議員で決めることというふうに書いてありますけども、これは今期決めますよってことを前回の委員会で決定しておりますので、御意見があれば。

意(6) 正副議長を除いて12人のあれで、6人でいいと思います。6人以内っていうのか、そういう形で。どっちみち人数には、正副の議員を含めて、例えば7会派できたとしても、正副議長になると会派はできても、発言権はオブザーバーですので、ないと考えて、採決や何か、多分オブザーバーは挙手や何かされないの、それは6人以内で私はいいと思っております。

委員長 ちょっと単純な話なんですけど、皆さん方、きちんと頭の中に思い描いてくださいね。正副議長を抜いて12人ですよ。12人で、例えば今、公党として共産党さんと公明党さんがあるじゃないですか。そこに一人ずつの議員さんが出たとしますよ。そうすると12人のうち2人。この2人は議運のメンバーなんです。残り10人じゃないですか。10人で2人ずつの会派を組んだら5人なんです。そうすると7人じゃないですか。さらに、公党が増えれば、増えることはないですよ、一つ減りますから。だから、そうするとマック

スの部分を考えると、今言った正副議長を抜くからってことではなくて、正副議長は会派構成のときには人数には入ってますからね、今でも。その辺もちょっと頭に入れながら、検討していただきたいと思うんですけども。

共産党さんとか新政会さんは御意見が書いてないですけども、現状ということで。

意（8） 7人で結構です。

委員長 内藤委員、どうでしょう。

意（15） 私も7人でいいです。7人以内で。

委員長 そうしますと、高浜市民の会さん、倉田委員、いかがですか。

意（16） 議会運営委員会って本当すごく私、重要な委員会だと捉えておりました、そういう委員会が市民の代表としている我々が最大でも今7人っていうお話かなと思うけど、7人で決めてしまってもいいんですかっていうところで、私はそうではなくて、やはり、先ほども申しているように40人とか50人いる議会ではありませんので、正副議長を除いた全員でやればよいと考えております。

以上です。

意（7） 現行のルールと会派制ということをしかりと頭の中に入れて発言をしていただきたいなと思うことと、今も現行のルールっていうのを飛び越えて話をされておるので、その辺どうなのかなということも思っていて。やっぱり、しかりと今の現行のルールを踏まえてこの7名以内というのが妥当じゃないかなと思います。

意（16） 私は、やはりルールと一緒にこれは考えていく問題だと思っております。なので、私は現行のルール自体も変えるべきだと思いますし、よく皆さん、市政クラブの方、高浜市の政務活動費の話とかされますけど、この条例を見ますと、高浜市議会における会派っていうのは、所属議員が一人の場合も含むということで、会派としてきちんと認められていると私はこれは読み解いておりますので、なので別に全員で、全員というか正副議長を除いた12人、12人でもぎりぎりかなと私は思っています。なので7人でこの議会のことを決めてしまう。それはちょっとあまりにも人数が少ないのではないかとこのところ

で、私は人数が少ない議会ですので、全員でやれば良いという考えです。

以上です。

意（7） ルールを変えるっていうことを今おっしゃったんですけど、そして、変える機会っていうのは今まででもあったし、そういった努力をしていたのかなというのは、ちょっと疑問があつて。そういうことをしっかりとやった上で、今発言されているのであれば、理解はできるんですけども、我々のところに、そういった話も一切なく会議で発言しているだけなので、それだけではやっぱり変えることっていうのは、難しいんじゃないかなと思います。

意（16） おっしゃることは分かるんですけど、本当に聞いていただけるのであれば、前から言ってるようにお話をしますけど、私はここが協議を堂々とする場所であると思つているので、しっかり議論ができれば良いという考えです。

委員長 少し整理をさせていただきますけれども、会派代表者が基本的に議会運営委員会の委員になるという考え方で言うと、人数が少ないからっていう話は違うと思うんですよ。会派を代表して出られてるわけですから。だから、公党を代表して出られる、あるいは会派を代表して出られるというのが議会運営委員会のメンバーということで、それで議会運営委員会が構成されているということですので、そのところは少し取り違えてみえるかなという気もするんですけども。

一人会派というのは、会派として認めてるっていうのはこれ政務活動費を出すために会派として認めているだけであつて、議会運営委員会上の会派代表としての委員構成メンバーになることができるっていうのとは、意味がちょっと違うと思うんですよ。これは過去の例として、委員長として発言をさせていただきますけども。

意（16） 今、過去の例ということですけど、私はちょっと委員長の個人的なお話かなと私は捉えたんですけど。それであれば、過去の例とか過去の慣例ですか、今おっしゃってるのは。どこにうたわれてるとか、どこに示されてるといふことであれば、逆にちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 申合せ事項に選出方法というのが書いてあるじゃないですか。その選出方法はそういう経緯でもって決まってきたことですよってことを説明してる

んですよ。

意（16） ですから、ここで大きく議員定数を変えるわけですから、大きな条例を変えるわけですから、一緒にここも検討して変えていくことじゃないですか。だから、わざわざこの検討事項って出てるわけですから。それで、私はこういうふうがいいっていう、私のこれは個人っていうか、私の会派で出してるだけの話です。

以上です。

問（9） 倉田議員、質問なんですけども、考え方で正副議長を除いた12名っていうのは、まずこれ、どういった意味合いで書かれているか教えてください。

答（16） 正副議長っていうのは、あくまでも議会の代表そして副代表になると思っておりますので、正副議長はいわゆる、こういうところでは公正、公平な立場であるべきというところで、私は正副議長を除いた12名ということにさせていただきます。

問（9） ということは、正副議長が会派に属するってのは別に問題ないという考えでしょうか。

答（16） 私、ちょっとどこで発言したか覚えてないんですけど、私は正副議長は会派に属するべきではないって、たしか以前提案を、たしか議会改革特別委員会で、どういうことを改革していくかっていうとこの提案書に私出させていただいておりますので、私は属するべきではないし、会派は離脱すべきですよってことは書かせていただいております。ですから、今日のこの会議でも、正副議長がオブザーバーになってるっていうことで、私は理解してるんですけど、違いますでしょうか。

問（9） ということは、今、一人会派を認めるという話をずっとされてますけど、正副議長さんが一人会派からそれぞれ出た場合っていうのをどういうふうにお考えですか。

答（16） それは離脱しなければならないんじゃないですか、正副議長という立場です。

以上です。

意（9） そうすると、先ほどから、なるべく全員が入ってとか、一人の会派

の考え方も組み入れてっていう話だと、その正副議長が一人会派だった場合に正副議長だから省かれることに対しては、ちょっと倉田議員の説明に違和感を感じるんですけども。もともと今回これは、議会運営委員会ということで、先ほど委員長もおっしゃってましたけど、まず各派代表者会議っていうものがありまして、もともとは各派会議というものでしたけども、それが変わって各会派、それぞれ一人会派も含めて各派代表者会議というもので意見を出すっていうふうに決まってるわけなので、そこで調整がつかなかった場合に議会運営委員会っていう形なので、そこと同じような形でスライドして持ってこられても、結局同じものが2つ出てくるような形になってしまうので、その各派代表者会議もいらないうて話になってしまうと思いますので、そこら辺も含めて考えてもらったほうがいいのかと思います。

意(16) 今の御意見ですけど、各派代表者会議で調整がつかなかった場合に議会運営委員会で決めるっていうふうになら今おっしゃったと思うんですけど、今、各派代表者会議でも決を採ってるわけですので、私は各派代表者会議でも採ってるっていうところが違うのかなっていうところと。

委員長 倉田委員、各派代表者会議では決を採ってませんよ。各派会議でも採ってませんでしたよ。意見を聞く場ですから決を採ってませんよ、今までも。

意(16) 意見の一致がみられないときって、決を採ってませんでしたかね。

委員長 意見の一致がみられませんねっていう話だけで終わってます。

意(16) ですから、それでもそこで一応決は採ってるわけなんで、そこで決めてはいないんですけど。

委員長 違います。決を採ってるわけじゃありませんので。

意(16) 今、頭混乱してるんですけど、各派会議をどうするかについては、今回はそこは検討事項に入っていないので、私は考えてませんでしたけど、でも、議会運営委員会は多様な意見が皆さんから出てきて、それで決めていく。そこが大事かなっていうところで、ましてや先ほどから申してるように40人、50人の議会ではないので、正副議長を除いた12名で運営できますよねっていうところで申し上げてるし、なるべく多くの議員で決めるべきことじゃないのかなと思います。

以上です。

意（9） 今、倉田議員がおっしゃってみえた各派代表者会議とかを考えてない発言だったので、先ほど長谷川委員が言われたように、全体を通して考えてきてる話なので、ここだけこういうふうに変えてくれっていうと、ほかにも影響が出てくるので、全体を通した形で再度またどこかでお話を上げるべき話であって、今回、そこで出す話ではないのかなというふうに思いますので、一度、考え方を改めてもらったほうがいいかなと思います。

意（16） 私の意見が通ることは、今の状況ではないと思いますが、私は、ここでこれが決まれば、また各派会議とか影響されるところは、また検討事項で決めていただきたい、議論していただきたいと思っております。

以上です。

意（10） 高浜市民の会さんが意見言われてても、最初と同じような意見でなかなか歩み寄りというか、発言の内容が一切変わってないもんですから、ある程度決めていただければと思います。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 いろいろと御意見が出されておりますけれども、これも、これ以上議論を進めても意見の一致が難しいというふうに思いますので、これより採決をさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 採決の内容は、議会運営委員会の委員定数について、7人以内とすることに賛成か否かということで、採決をさせていただきます。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員定数について、7人以内とすることに賛成の委員の挙手を求めます。



## 挙 手 多 数

委員長 挙手多数であります。

よって議会運営委員会の委員定数については、7人以内とすることに決定しました。

### ③懲罰特別委員会の委員定数について

委員長 協議を願います。

懲罰特別委員会の委員定数は、現状8人と規定されています。各会派の意見として現状どおり8人との意見が青政会さん。懲罰特別委員会の委員定数を7人以内との意見が市政クラブさん。7人との意見が公明党さん、清風会さん。8人以内との意見が高志クラブさん。正副議長及び懲罰対象議員以外の議員全員とする意見が高浜市民の会さんであります。共産党さん、新政会さんからは、特段、御意見がございませんでした。

この件について、補足説明あるいは他の会派に対する御意見、質疑等がございましたら、お願いをいたします。

意(10) 私ども市政クラブとしては、7人以内ということで考え方を書かさせていただきました。これはあくまでもこの対象議員が、例えば10人以内となった場合も考えられる。そういうことであれば、7人以内という「以内」を一応、つけさせていただき、この数字の根拠も全体議員の半分、14人ですから、その半分の7人以内ということで書かせていただきました。

また、考え方に伴う効果で、下のほうに書いてある議員以外の外部委員招請制ということも検討ということ。この意味としては、招請制、あくまでも専門的な人の意見も聞いたほうがいだろうということは、これはあくまでも検討ということですので、また実質そういう懲罰の内容によっては、検討していただければと思います。

意(16) 考え方のところはちょっと私間違えてまして、正副議長及び懲罰対象議員以外って書いてあるんですけど、これ懲罰の申請議員をここに入れてい

ただきたいってということと、あと市政クラブさんにちょっとお伺いしたいんですけど、先ほど議員が14人だから半分で7人だっていうことなんですけど、なぜその半分っていうその根拠とか、その辺りはどのようにお考えなのかっていうところと、あと考え方の根拠っていうところで、今おっしゃった委員会構成議員以外とか外部の委員とかも検討とかあるんですけど、これは条例にもうたうっていう前提なのか、どういう形で決めていきたいのかっていうところを教えてください。

意(10) 先ほど言ったみたいに、あくまでも定数14に対して、全体議員の半分ということなので7人。

あと今、最後に言われた、この外部委員の招請というのは、検討ということで書かせていただいたのは、先ほど言ったように、この懲罰の委員会を開く内容によって専門的な人の意見を聞くためという意味であって、あくまでも検討ですので、それが必要なければその委員会の中で決めていただければと思います。

意(16) 検討ということは、結局今回の条例改正に伴って、条例改正としてうたうことは、今現在は考えてないっていうことかっていうことと、私なぜ半分なのかっていうところを聞きたいんですね。なぜ半分でいいのかっていうところを考え方としてお聞きしたいっていうところなんです。

二点、もう一度お願いいたします。

意(3) 人数については、本当に一から考え出すといろいろあると思います。今回議案を出すのが3月ということで、基本的に市政クラブとしては条例ずれをメインに考えております。

現状が8名、16名の定員で8名ということですので、14名でしたらその分を減らして7名ということで考えております。

意(7) 清風会のほうは、7人って書いたんですけど、市政クラブさんの話を聞いて、あつてはいけないことなんですけど、対象議員が増えた場合の可能性がないということもないんで、7名以内ということでお願いします。

意(16) 私ちょっと危惧してるのが、例えば、懲罰対象議員が変な話、10人ぐらいいましたってなったときに、結局、申請した人も懲罰委員会には入れな

いと思うし、正副議長も入れないと思うと、本当に1人とか2人でやるんですかっていう話にもなりかねないかなっていうところがあるんですけど、その辺りは、この7人っていう方は、どのようにお考えなのか教えていただきたいんですけども。

意(3) まさにそこで7人以内っていうのは、そういった可能性が入っちゃうと、そのメンバーの方、対象の方、申請を出した方が入ってしまう。それはあまりよろしくない。委員会のメンバーにその対象の人が入っちゃうのはおかしい話なんで、7人以内と。

逆に、市民の会さんの12名となると、12名という人数を確定してしまうと、そういった対象議員が増えた場合、対象議員もメンバーに入ってしまうと、これ委員会自体の整合性がおかしくなってしまうんで、そういった意味でも7人以内という形で書かさせていただいております。(後述訂正)

当然、本当に場合によっては、この7人以内でもおかしいとか、そういった状況もあり得ると思うんで、そういったときはそのときにまた考えるしかないのかなとは思っております。

意(16) 私、12名とは今回書いてないんですね。考え方は、正副議長及び懲罰対象議員、それから先ほど追加した懲罰の申請議員以外の全員でいいんじゃないですかっていうところなので、これは絶対12にはまずならないかなっていうところですね。なので、正副議長をまず除くと14から2を引くと12ですよ。懲罰対象議員は置いといたとしても、申請者は侮辱発言とかそういうの以外は、たしか2名以上じゃないと懲罰動議の申請ができないので、そうなるともた2を引くと10人ですよ。10人で、そこから懲罰対象議員が多かった場合は、本当にすごく少なくなっちゃうので、逆に。だから私はあえてその何人ではなくて、除く方を書いてそれ以外でやればいいんじゃないかなという考えです。

以上です。

意(3) すみません。12名と言ったのは、ちょっと違うところを見てました。

訂正しておきます。

意(14) 人数の根拠なんですけど、これは本当にいろんな考え方のパターンがあります。例えば5人なら5人でも僕はできると思うんです。

一応うちとしては半分ということで、今7名と書かせていただきましたけども、今いろいろなお話を伺っておりますと、やっぱり7名以内をつけたほうがいいかと思いますので、公明党も7人以内ってことでお願いいたします。

意(15) 今いろいろお話聞いてて、私は現状維持の考えで書かなかったんですが、現状今8人ですよ。いろいろな考え方とかあると思うんですが、8人であれば、大方、把握できるんじゃないかということで8人以内にしてください。

委員長 新政会さん、黒川委員は御意見ございますか。

意(8) 私も8人以内です。

委員長 ほかに御意見ございませんか。

## 意見なし

委員長 それでは、今、7人以内と8人という御意見で分かれておりますけども。8人と8人以内もありますけども。

意(6) 青政会、現状維持で8人以内ということでお願いします。

委員長 それでは、8人以内とされてる委員さんが4人ということになってますので、意見の一致がみられませんので、採決をさせていただきます。

採決内容は、懲罰特別委員会の委員定数について、8人以内とすることに賛成か否かであります。よろしいですか。

意(9) 8人以内の方にちょっと聞きたいんですけども、7人以内もカバーできるという話はいいんですが、例えばその8人の構成っていうのはどういうふうに考えてますか。

例えば、ほかだと会派の頭割りだとかそういうのがあったと思うんですけど。例えば9人いましたよ、対象が普通に9人いる中で例えば8人以内ってなった場合に、一人余るという形ですけども、会派の人数だとか、そういうものをどういうふうに、8人構成されるのかちょっと教えていただきたい。

意(15) さっきの政治倫理審査会でも、会派は幾つあったのかな。

委員長 議会運営委員会ですね。

意(15) 委員会の中で、政治倫理審査会の委員を決めて、それで、皆さんで

賛成ということで進めてみえました。だから、それは7人っていうのは、やっぱり1人委員長がおると、あと6人で。8人っていうと、1人またそこで変わるわけですけど、8人おれば、やはり全体の意見は把握できるんじゃないかと思いますので、会派でどうのこうのっていうのは、似た意見もあるでしょうし、委員会で決めればいいと思います。

問（9） すいません、内藤委員。委員会で決めるというのは、どこの委員会ででしょうか。

答（15） 懲罰特別委員会で決めればいいと思います。議長のほうが決められたんですよね、政治倫理審査会委員を。だからあのように入れていけばいいと思います。

意（16） 政令市は、たしか条例か規則で議長が指名するみたいに書かれてたと思うんです。懲罰委員会は、ほかで書かれているところ私はないかなと思っていて、今のところたわわっているものが。なので、それはそれで、私は別に対象者とかそういう以外の議員全員なので、そういうところも特になんですけど。だから今、内藤とし子議員がおっしゃったのは私は反対で、やっぱり今後、それを決めるのであれば今後きちんとどっかで決めないといけないんじゃないかなと思うんですけど、これもし条例、規則のどこかにあるのであれば、教えていただけたらと思います。

委員長 委員会条例によりますと、懲罰が決まれば特別委員会の設置が決まります。ですから、その場で本会議場において議長が委員の指名をするという形になると。

意（16） 委員会条例の何条か教えてください。

委員長 第8条ですね。あくまで懲罰だからではなくて、特別委員の指名になるので。

意（16） 8条に載ってますので、失礼しました。そのとおりです。

意（5） 恐らく前例を考えると、半分なのかなと。分かりやすく議員の半分及び懲罰対象議員数とかも考えたら7人以内のほうが。全体的に皆さんの意見を聞いて一番分かりやすいのかなと今のところ思っています。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 11 分

委員長 それでは、会議を再開いたします。

御意見ほかにございますか。よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、意見の一致が難しいというふうに思いますので、採決をさせていただきます。

採決内容は、懲罰特別委員会の委員定数について、7人以内とすることに賛成か否か。

これ今一番多数の意見ですので、7人以内とすることに賛成か否かであります。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会の委員定数について、7人以内とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数

委員長 挙手多数であります。

よって、懲罰特別委員会の委員定数を決定したため、他の案については一事不再議とさせていただきます、採決不要となりますのでよろしくお願いをいたします。

#### ④ 予算・決算特別委員会の在り方について

委員長 予算・決算特別委員会の在り方について協議をお願いいたします。

現状は特別委員会で定数8人となっております。

各会派の意見の中で、予算・決算特別委員会を特別委員会のままか、常任委

員会とするのか示されていない会派もいましたので、そこも含めて、この件について補足説明等ございましたら、あるいは他の会派に対する御意見、質疑等ございましたらお願いをいたします。

意（10） 私ども市政クラブとしては、考え方のところで書かさせていただきましたように、今まで現状では、特別委員会定数8人、16の半分で8ということであったんですけど、今回、考え方のほうで変更させていただき、特別委員会としては議長、それから議選の監査委員、2人を除く12人ということで考え方として上げさせていただき、根拠になるのは、あくまでも、当初予算、それから決算認定を所管するっていうことで、今までだと、これに関係はあると思うもんですから総括質疑である程度、今まで予算特別委員会、決算特別委員会に出席してない人は、総括のほうで大綱的な意見ではなく、細かい内容の質疑までされてるもんですから、それを除く意味もあって、ここの部分で12人、あと、もう一つ付け加えると、考え方に伴う効果の部分で、あくまでも予算・決算は12人ではありますが、補正予算については、常任委員会、現在の総務、それから福祉に割り振るということで考えていますので、お願いいたします。

委員長 ほかに。

意（7） 清風会としては7名を考えてたんですけど、今最大会派の市政クラブさんのほうから12人でやったほうがいいっていう意見を伺ったので、そちらで特にデメリットとかはないのかなと今判断したので、12名ということでお願いしたいと思います。

意（14） 公明党としては、今市政クラブからの提案というか、お話がありましたけども、従来どおり、委員会制度を活発化させるためにも、7人の議員定数をもってやるということで、従来どおりこの7人でいきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 特別委員会ということでいいですよ。

意（14） そうですね。

意（16） 確かに今市政クラブさんがおっしゃった議選の監査委員はやはり除いたほうがいいのかっていうところは考えました。

ただ、逆にちょっとお聞きしたいのが市政クラブさん、今回は議長と議選監

査委員ということで副議長がここ入っていないんですけどその辺りの考え方を教えていただければと思います。

意（10） 今までは、当然この特別委員会だと議長も入って、なおかつ副議長も入ってたわけですね。

考え方ですが、定数が 14 人になるということで、そういう段階でちょっともう一度考えてみると、副議長は入れて、議長と議選監査委員の 2 人は除く 12 人ということで書かさせていただいています。

委員長 ほかに。

意（6） 市政クラブの考え方で、私はよろしいと思います。

議長と議選の監査委員で、ただ要するに予算・決算の特別委員会の人数としてはこれでいいと思います。

ただし、よそのあれを見てみますと、一応 12 人で全員でやっていただければ、総括質疑も大綱的な、大まかな質疑に済むと思いますので、いいと考えております。

青政会は現状維持から一応 12 人、議長と議選の監査委員を除く 12 人でお願いをします。

意（16） 私は、今回正副議長を除いた 12 名ってということで書かさせていただいたんですけど、やはりちょっと議選の監査委員を除いたほうがいいなと思っておりますので、そこはちょっと市政クラブさんの提案に賛同したいと思いません。

ただそうすると、私と違うところは正副が、市政クラブさんが議長のみということなんですけど、今の考え方だけだと私はちょっとまだ理解不足なので、副議長を入れるかどうかというところが、なぜ入れなかったのかなというところがちょっとよく分かりづらかったんですけど、ただ、特に予算・決算特別委員会っていうのは一人でも多くの方に議論がしていただけるっていうところでいけば、市政クラブさんの案もやぶさかではないかなとは思っております。

以上です。

意（5） 従来の考えでしたら 7 人と思ってたんですけど、やっぱり活発な審議が一番できる全員参加型というのが最も望ましいと考えましたので、12 名でお



願います。

委員長 特別委員会という設置でよろしかったですか。

意（５） はい。

意（15） 先ほどから出てますが、市政クラブさんと高浜市民の会さん、よく似てるんですが、副議長の扱いをどうするのかということは、ちょっとまだはっきり示されてなかったんですが、その点、改めて、なぜ入れるのか、抜くのか、そのことと、私は以前言いましたけれども、特別委員会で議長とか議選の監査委員を除く12人で全体審議でやっていくことに賛成です。

意（9） 先ほどから、議長と議選監査委員は抜くのはオーケーだけど、副議長はなぜかってあるんですけど、議長さんとか副議長さんをやってると分かるんですけど、あくまでも議長さんというのはやっぱりその議会の取り回しだとか、そういったものを基本的なそういった議長としての権限を持っていますけども、副議長さんってそういう権限もないですし、あくまでも、議長さんにあってはならないんですけど、不慮の事故だとか病気だとかがあったときに職務代行でやるっていう。内藤議員、経験してると思うんですけど、浅岡さんが副議長として、敏和さんがお亡くなりになられたときに副議長として代行されたっていうのがあるので、そういったときに副議長というものがあるので、副議長に何か議長と同じ権限があるというふうなことではないので、副議長さんというのは入っていただいていいのかなという考えです。

委員長 ほかに。

## 意 見 な し

委員長 確認させていただきますけども、市民の会さんは、副議長を除くにするってことですか。先ほどから言われてた。

意（16） すごく今ちょっと迷ってるんですけど。

ただ、柳沢議員の発言を踏まえてちょっとお聞きしたいのが、今、先ほど浅岡さんの例を挙げていただいて非常によく分かりやすかったんですけど、浅岡さんが議長の代わりっていうか議長の職務を代行するっていうときは、職務上

は副議長としてやるのか、議長代理になるのか、どういう形になるのかなと思って。なぜそれを申し上げるのかっていうと、そうすると副議長が入れなくなっちゃうのかなっていうのもあるので、その辺りちょっとお考えをお示しいただければと思います。

意（9） 僕個人の考えで申し訳ないんですけど、基本的には副議長、議長が欠けても副議長という職務で議会の運営に当たる形になると思います、議長が欠けてますので。議長として就任しているわけじゃないので、副議長として議長の権限を議会の中で行使するという形になると思います。

ただ、そういった場合に、副議長さんっていう形だけでも、どうするかっていうのは議長と同じ権限であれば、むしろ外れていただくっていう形でいいんじゃないかなというふうに思いますけど。

意（16） 今、柳沢議員がおっしゃった形でいくっていうのであれば、私は市政クラブさんと同様で議長と議選の監査委員を除く 12 名で結構です。

お願いいたします。

委員長 それでは、小嶋委員、どうですかね。

意（14） うちはこのままで。

委員長 それでは、意見の一致が難しいと思いますので、これより採決を採らせていただきます。

今、予算・決算特別委員会の在り方についてということで、特別委員会なのか常任委員会なのか、それから、その定数の考え方、そういったものがここに書かれていますけども、例えば市政クラブさんの考え方に伴うの効果・影響のところに、補正予算は各常任委員会に振るというふうに書いてありますよね。その辺のところは全然、御意見として出てきてないんですけど皆さん方。人数とその選出方法の部分しか出てないんで。

意（6） 定例会や臨時会は、委員会ごとで別々にやればいいんですけど、予算と決算の委員会を選任するときは 12 人で、それだけ別に選定するだけのことだと私は考えてますので、ほかは要するに、定例会なり臨時議会なりは、委員会ごとでやればいいというふうに考えておる。そのつもりで、これを訂正させていただきます。

委員長 それでは、そこまで含めた形で、市政クラブさんの案でということで、皆さん先ほど12人でということをおっしゃった方は皆さんそれでよろしいですね、その部分は。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 わかりました。

意見の一致が見られませんので、採決を採らせていただきますけれども、採決内容は、予算・決算特別委員会の在り方についてであります。

特別委員会で、議長と議選監査委員を除く定数12名。当初予算と決算認定のみを所管する。補正予算は、総務建設委員会、福祉文教委員会に割り振るという案に対しましての賛成か否かであります。

お諮りいたします。

今言ったような形の予算・決算特別委員会とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 ありがとうございます。

挙手多数であります。

よって、予算・決算特別委員会の在り方については、議長と議選監査委員を除く定数12名。当初予算と決算認定のみを所管する。補正予算は総務建設委員会と福祉文教委員会に割り振るという形に決定されました。

## (2) 議会運営に関する申合せ事項について

### ① 議会運営委員会委員の選出方法等について

委員長 これに対しまして御協議を願います。

本件については、現状どおりとするとの意見が公明党さん、青政会さん、高

志クラブさん、清風会さんであります。

現状に公党所属議員の代表者を加えた意見が市政クラブさん、一人会派を認めるとした意見が新政会さん、正副議長除いた 12 名とする意見が高浜市民の会さんでありました。共産党さんからは、国会と同じ会派は 1 人からとの意見であります。

この件について補足説明、あるいは他の会派に対する御意見や質疑がございましたらお願いをいたします。

意 (15) 市政クラブのところ、考え方に伴う効果・影響ということで、一人会派は基本的に会派ではないと載っていますが、会派として数えるときにそういうふうにするのか、それとも一人会派は基本的に会派ではないということ。それを言い換えると、一人会派だと意見もきちんと聞いてもらえないのかというふうな考え方にもなりますので、ここの点の説明をお願いします。

意 (10) 今回、一人会派は基本的に会派ではないということで書かせていただいたのは、議会運営委員会の選出方法によつての部分であつて、一人会派、当然、委員会ごとによつては意見を言う場所もあるんですけど、議運の選出方法においては、一人会派は基本的に会派ではないということで書かせていただいています。

意 (15) 同じように市民から選ばれてきてるわけですから、一人会派も、やはり少数意見をしっかり議会に入れていくという意味では、一人会派も会派として扱っていくべきではないかと思いますが。

意 (10) 先ほどの (1) の②である議会運営委員会の委員定数の部分では、同じような人数ということの考えもあるものですから、そこで言わせていただいたように、あくまでも、会派に所属する権利を尊重し、2 人以上の会派を伴う議員の数での選出方法ということで書いてあります。

委員長 ほかに。

問(10) 私どもの書き方以外でちょっと質問のほうさせていただきたいのは、ここで共産党さんが国会とつていうことがあるんですが、あくまでも高浜は市議会でありますので、それと同じような考え方というのはいかがなものかということと、それから、新政会さんが一人会派も認めるつていうか公平つていう

ことなんですけど、この意味がちょっと分かりませんので説明をお願いいたします。

答（８） 公党は一人会派で認めていただいとるんですけども、地域政党あるじゃないですか、愛知の会だとか。そういう地域政党も僕は認めてほしいということで、こういった書き方をしております。

答（１５） 私も公党としての選ばれ方というか選出される方法として、ちょっとこれ時間がなかったかなんかで慌てて書いたもんですから、こういうふうになってますが、そういう公党としての意味ですので、お願いします。

意（１０） 公党であれば今の高浜市議会は、公党の人たちは議運の委員の選出のほうに入ってますので、それは問題ないんじゃないですか。

意（１６） 先ほど議運の定数のほうを決められたので、私の考え方がちょっとここがまた変わってきちゃうんですけど。

私としては、一人会派も市民から選ばれた議員の一人にはなりますので、やはり意見を言う場は、きちんとこの議会運営をどうしていくかっていうところで、逆に、加われないっていうのはやはりそこは民主的ではないなっていうところで私は一人会派も認めていただけるように、出席できるようにお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

意（７） 市政クラブさんのほうで、２人以上の所属議員を有する会派より選出された代表者と公党所属議員の代表者っていうのは、現状と何が違うんでしょうか。同じことなんですか。

「現状と同じです。」と発声するものあり。

委員長 ほかに意見ございますかね。

それでは、市政クラブさん、現状ということで。共産党さんと新政会さんは同じ意見ですかね。

意（８） 僕先ほど地域政党ということ言いましたけれども、地域政党は公党の中には入ってないと思いますもんで、地域政党も僕は認めてほしいと。

委員長 地域政党というのは、何をもって地域政党というのか。

「減税だとか、それから、愛知の会とか、ありますよね。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。公党所属議員の代表者っていうのは、意味合いは、公党の公認を受けて立候補されて当選されてっていう形なんですよ。

だから、例えばそのあとに、その党に入られたから名乗らせてくれと言っても駄目なんですよ、うちの議会の申合せは。

それから、この政党をやめられる、抜けられるっていうことになれば当然その権利もなくなるというのがうちの申合せですので、そこは御確認しておいてください。

問（16） 黒川議員にちょっとお聞きしたいんですけど、今の御発言だと、どこにも所属してない人というのは、そういう人は認めるのか認めないのか、どういうお考えでしょうか。

答（8） 政治団体として認めるかどうかということと一緒にだと思いますけどね。

例えば、倉田さんは自治の会から推薦を受けているわけじゃないですか。自治の会が政党活動を申請している、申請してない、そういった形で、もしもそれが政党活動として政治活動として認められとるだったら、僕はそこを会派として認めてもいいじゃないかというふうには思います。

問（16） 政治団体ではありますけど、あくまでも政治団体なだけであって、ちょっと党とかとは違うかなと思うので、なので私はできれば、本当に全くどこにも所属してない人も、今いるのかどうかは別としても、一人会派としても認めていただけるようにはならないんでしょうかね。そういうお考えはないっていうことですかね、今の御発言だと。

答（8） 私はあくまでも、高浜の例を考えていくと、高浜はもう会派でっていうことを言ってみえますもんで。

それで、それを認めてもらうというと、先ほども話したみたいに地域政党だ

とかそういったもので所属してないと僕は駄目なのかなというふうに思ってますので、いわゆる個人のやつでやるのはいいと思いますけれども、ただ僕は、今の流れからいったら、それは皆さん認めてくれへんもんで、それだったら、そういう団体に所属するしかないのかなというふうに思います。

委員長 ちょっと地域政党と言われるそのくくりがよく理解ができないもんですから、多分皆さんが。あくまで公党というのは、その政党自体が存在をして国会議員がそこに存在しているというのを公党というふうに呼んでおるわけですので、そことの境目っていうか、あるいは、一般的な政治団体、皆さん方それぞれの後援会も政治団体に登録しているじゃないですか。それを言い出しちゃうと全員オーケーって話になっちゃいますから、それはまたちょっと違うのかなと思いますんで、ちょっと今、黒川委員が言われた地域政党を認めろっていう話は少し理解が皆さんにはしづらいのかなという感じがするんですけど。

ほかに。

意（9） どなたにとかっていう話じゃないんですけど、基本的に議会運営委員会って議会を開くに当たって、しっかりと迅速に準備を進めていくものかなというふうに思いますので、市政クラブさんが書かれているような、2人以上、今までどおりですかね、所属議員を有する会派、そしてまた、公党という形でいいのかなというふうに思います。

一つ考え方としては、やっぱり迅速に物事を運んでいくというのがまず議会運営委員会には特に求められてくる部分でもあるのかなと。審議も大事ですけど、審議プラス、やっぱりその迅速さというのが必要になる場面が出てくると思いますので、そういった形でいいのかなというふうに思いますけど。

委員長 それでは、意見の一致が見られませんので、採決をさせていただきますけどもよろしいですかね。

採決内容は、議会運営委員会委員の選出方法等についてということで、2人以上所属議員を有する会派より選出された代表者、公党の所属議員の代表者、要は現状と同じという形に対して賛成か否かであります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選出方法等については、2人以上の所属議員を有する

会派より選出された代表者及び公党の所属議員の代表者とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

## 挙 手 多 数

委員長 挙手多数であります。

よって、議会運営委員会委員の選出方法については、2人以上の所属議員を有する会派より選出された代表者及び公党の所属議員の代表者とすることに決定しました。

### ②議会運営委員会の委員の数について

委員長 御協議を願います。

本件については、現状どおりとするのが公明党さん、青政会さん、高志クラブさん、清風会さん。所属議員が2人増えるごとに1人加算するという意見が市政クラブさん。正副議長を除いた12名とする意見が高浜市民の会さんでありました。共産党さんと新政会さんからは特段、意見がございません。

この件について、補足説明があれば、そしてまた、他の会派に対する御意見、御質疑等ございましたらお願いをいたします。

意(10) 現状がここに書いてあるとおり、所属議員が3人ごとに1人加算というところを、今回、考え方をちょっと変更、一部変えまして、所属議員2人までを1人とし、さらに所属議員が2人ごとに1人加算することということで考え方を上げさせていただいています。

効果としては、所属議員の多い会派がそのままだとちょっと不利益になる、計算上でやってみるとちょっと不利益になるんじゃないかということで、2人ごとに1人加算ということで書かさせていただいています。

意(14) 公明党といたしまして、現状維持ということで書かさせていただきましたけども、今市政クラブの話がありましたように、もしこれが分けて分けてってずっといくと、やっぱ2人で1人になる。でもこれ十分考えられますので、そういったことを考えますと、さらに2人ごと1人のほうは、ちょっとこ



れも考える余地がありますので、うちとしては、この市政クラブのほうの考えに賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意（7） 清風会も現状どおりというふうに提出したんですけど、今市政クラブさんの意見を伺って、確かにおっしゃるとおり数が多いと不利益になるんで、公平性を保つために2人ごとでいいのかなと思います。

委員長 ほかに。

意（5） 今話をお伺いして、やっぱり大きいところが不利益になってしまうので、市政クラブさんの案に賛成します。

委員長 ほかに御意見ございませんか。

共産党さん、新政会さんは、御意見ございませんか。

意（8） 現状維持で。

意（15） 私も現状維持で結構です。

意（16） 現状維持で結構です。

委員長 ほかに御意見ございませんか。

## 意 見 な し

委員長 それでは、今、会派の所属議員2人までを1人とし、さらに所属議員が3人ごとに1人加算することができるというのが現状であります。

この現状に対して賛同されてる方が青政会さん、それから共産党さん、新政会さん、高浜市民の会さんということですね。

それから、会派の所属議員2人までを1人とし、さらに所属議員が2人ごとに1人加算することができるのとされているのが、市政クラブさん、公明党さん、高志クラブさん、清風会さんということになります。

それでは、採決を採らせていただきますけど、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、議会運営委員会の委員の数について、現状維持とすることに賛成か否かの採決をとらせていただきます。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員の数について、現状維持とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 少 数

委員長 それでは、議会運営委員会の委員の数について、会派の所属議員2人までを1人とし、さらに所属議員が2人ごとに1人加算することができるに賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 よって、議会運営委員会の委員の数については、会派の所属議員2人までを1人とし、さらに所属議員が2人ごとに1人加算することができるに決定をいたしました。

### (3) 高浜市議会政治倫理条例について

#### ①政治倫理審査会の委員定数について

委員長 協議を願います。

本件については、現状どおり8名以内とするとの意見が青政会さん、高志クラブさん。7人以内とする意見が市政クラブさん、清風会さん。7人とする意見が公明党さん。正副議長及び対象議員と請求議員以外の議員全員とする意見が高浜市民の会さんでありました。共産党さん、新政会さんからは、特段、意見がありませんでした。

この件についての補足説明及び他の会派に対する御意見、質疑等がございましたらお願いを申し上げます。

意(10) 補足というか書いてある内容の説明で、あくまでも現状が8名以内、これは16人の半分の8名になってますので、今回14人に定数なることによって、7人以内ということで考え方を変更してます。

委員長 ほかに。

意(14) 公明党の人数も7人以内ということでお願いします。

意(6) 私は、現状維持でお願いしたいと思います。

なぜかという、審査会の委員が増えれば増えるほどいい案が出ると思うし、先ほどの委員会の人数においても半分ということになりましたけれど、これも一応、8名以内ですので7人でもいいことだけれど、一応、議長が決めるという委員の定数、先ほど7名と決まったのか。すいませんでした。7名以内でお願いします。

委員長 ほかに。

意(5) 先ほどからの流れの考えで、半数といった考え方で7人以内でお願いします。

意(15) 私は、8名以内、今までどおりでというつもりで書いてなかったんですが、これまでどおりの委員数でお願いします。

7人以内だったら、7人も入るじゃないかという意見が先ほど出ましたけれども、やはり、一人でも多いということは、やっぱりこういう本当に公平な審査をしていく場合に必要ですので、8名以内ということでお願いします。

意(8) 私も現状維持でお願いします。

委員長 御意見ございますかね。

よろしいですか。

問(14) ちょっと質問したいんですが、先回の場合の審査会の請求議員の数が4名ですけども、この数というのは決まってるのか。それだけちょっと確認したいんですけど。人数を。

委員長 議員定数の5分の1かつ2以上の会派ですね。

問(14) 定数が14だったら、人数は。

委員長 3名で2以上の会派。

ほかに御意見ございませんか。

## 意見なし

委員長 今、現状どおり 8 名以内とする意見と 7 名以内とする意見と正副議長及び対象議員と請求議員以外の議員全員とするという意見と 3 つございますけれども、意見の一致が難しいと思われますので、採決させていただきますけどよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、採決の内容は、政治倫理審査会の委員定数について、現状の 8 名以内とすることに賛成か否かを採決させていただきます。

お諮りいたします。

政治倫理審査会の委員定数について、現状の 8 名以内とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

## 挙手少数

委員長 挙手少数であります。

次に、政治倫理審査会の委員定数を 7 名以内とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

## 挙手多数

委員長 挙手多数であります。

よって、政治倫理審査会の委員定数については、7 名以内ということで決定をされました。

その他の案につきましては、一事不再議ということで採決不要としますのでよろしく願いをいたします。

12 時が過ぎてしまいますけども、もう 1 案件であります。

このまま続けてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 お願いいたします。

#### (4) 各種委員会等議員選出委員について

##### ①委員の任期について

委員長 協議を願います。

本件については、現状どおり、慣例により1年、衣浦衛生組合は2年とする意見が市政クラブさん、公明党さん、青政会さん、高浜市民の会さん、清風会さん。衣浦衛生組合の任期を1年とする意見が高志クラブさんでありました。共産党さんと新政会さんからは、特段、意見がございません。

この件についての補足説明、そして他の会派に対する意見、質疑等ございましたらお願いをいたします。

意(10) ここで慣例により1年、これはあくまでも衣浦衛生組合のみが2年であって、この衣浦衛生組合の2年っていうのは、次の根拠のところに書かせていただいたように、規約で2年になってるものですから2年で。ほかの委員会、衣東とか、それから土地開発公社とか、あれは全て1年ですので、ほかの充て職は1年という意味で書いてあります。

委員長 ほかに。

意(15) 私は、普通の委員会は任期1年でいいんですが、この衣浦衛生組合は、これまで2年でやってきたんですが、本当にやってみて、1年ではよく分からないまま終わってしまうという状況がありますので、これまでどおり2年でやっていただきたいと思います。

意(16) これ唐突な案なんですけど、結局、先ほどの市政クラブさんの衣浦衛生組合議会に一度も所属できない議員がいるということで、議員定数が高浜市は5人ってことで、2年間だと10人しかできないよってということだと思っ

ですね。

例えば私は今回、衣浦衛生組合議員なんですけど、衣東には一度も所属できなかったっていうところがあるので、その辺の公平性のことを考えると、衣東がたしか定数が2人だったと思うので、例えば2年に1回、うちが代えるってなると4人ですよ、そこが。衣浦衛生組合が5人でちょうど14人だなんて今ちょっと思いついたんですけど、そうすると何かすごく平等だなと思っていて、そういう意味でも、とりあえず今の衣浦衛生組合については2年の任期が適当かなと思います。

以上です。

意(10) 衣浦衛生組合においては、先ほど言ったみたいにあくまでも規約が2年になっとるんですけど、高浜は規約どおりで2年でやってるんですが碧南のみが1年で代われとるみたいですので、それをまた1年とというふうなそういう、これ組合のほうで決まることですので、もし高浜も1年ということであれば、規約の変更とかそういうようなことをすれば、1年ということにはなるとは思うんですけどね。

意(5) 衣浦衛生組合の規約で2年となっていると言ったところだったので、碧南市が特異というふうなお話を聞きましたので、衣浦は2年にお願いします。

委員長 ちょっと暫時休憩します。

休憩 12時03分

再開 12時06分

委員長 ほかに御意見ございますか。

意(16) 今委員長おっしゃっていただいたように、本当に今回、衣浦衛生組合議員なんですけど、一年目っていうのがわけ分かんないですよ。わけ分からないけど、とにかく勉強していかないとっていうところで勉強し、質問しながら少しずつ一年目で分かってきた。二年目で本格的にどこが問題なのかっていうところが明確になってくるし、それに対してしっかり質問が少しずつできるのかなっていうところで、せっかく今委員長がおっしゃっていただいたよ

うに、5人うちから出せているので、そういう意味では、やっぱり衣浦衛生組合議会で高浜市の市議会議員が活躍できることを考えると、やっぱり2年のほうがよりよいのではないかなと思いますので、ぜひ2年でお願いしたいと思います。

委員長 委員長の発言は会議録に載ってませんので。

意(6) 私も、2年、2年でやってはおるんですけど、やっぱり最初は、新しい議員は一回は衣浦衛生組合はどういうのかということを勉強させるためには、やっぱり碧南と同じように1年ずつの交代でやっていければいいと思います。

衣浦衛生組合だけ2年というのは、やっぱり碧南も不満がある。要するに、議員数と金額でやっぱり碧南のほうの議員から少し、なぜ高浜と5人、5人なのだというような話もちらっと聞く場合もありますので、やっぱり1年で、一度、全議員が4年間で一回は衛生組合のほうへ議員として出席できるようなものをつくったほうが私はいいと思います。

以上です。

委員長 意見を変えられるってことですか。

意(6) そうです。

一応、現状維持とはしておりますけれど、1年ごとで交代をしたほうがいいのかというふうに考えておることです。

委員長 ほかに。

意(8) 私は現状どおりで結構です。

委員長 ほかによろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、意見が一致しませんので採決をさせていただきますけれども、各種委員会等議員選出委員の任期について、現状のままとすることで採決を採らせていただきます。

意(15) 衣浦衛生組合は2年で、委員の任期については1年ということだと

思うんですが、これ。そこのところを確認をして採決を採っていただきたいと思います。

だから、委員の任期についてはこれで、衣浦衛生組合は2年になってるけどとか、それも含めて1年にするとか何か示してほしいと思います。

委員長 言い方をそうしてくれということですか。

意(15) はい。

委員長 わかりました。

それでは、各種委員会等議員選出委員の任期について、慣例により1年、ただし衣浦衛生組合は2年とすることに賛成の委員の挙手を願います。

### 挙 手 多 数

委員長 挙手多数であります。

よって、各種委員会等議員選出委員の任期については、慣例により1年、ただし衣浦衛生組合は2年とすることに決定いたしました。

以上で、議員定数の見直しに伴う検討事項について、今期中に検討する事項の方針が決定いたしましたので、条例改正が必要なものに関しましては、改正案を各派代表者会議等で検討をして、議運に諮った後、3月定例会に上程をしていただきたいと思いますというふうに思います。

ここで、議長より発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

議長 お疲れさまでございます。

私のほうから連絡をさせていただきます。

12月定例会には、議会として完全ペーパーレス化を実施してまいりました。次回の3月定例会に限り、当初予算書は紙で配布しますので、よろしく願いしたいと思います。

来年度からは、当局に合わせまして完全ペーパーレス化になりますので、次回からは、議会でも完全ペーパーレス化になりますので、御承知をよろしく願いしたいと思います。

以上であります。



委員長 よろしいですか、今の話は。

問（15） 今度選挙があると、新しく議員さんがなられると思うんですが、新しくなられた議員さんは、全員ペーパーレスでやるということになるんでしょうか。

議長 先ほど説明をいたしましたけども、今回の3月議会だけ予算書につきましては紙で配付をします。

以後につきましては、決算書、予算書は、完全ペーパーレス化になります。

意（15） そうすると、ペーパーレスについていけないっていうか、よく分かってない方が出てみえるかと思うんですが、そういう場合に全員ペーパーレスでやっていけるのかどうか。

やはり、当初の議案書などは、やはり全員ペーパーレスだと困るんじゃないかと思いますが、その点。一般的な、ペーパーレスではない議案書を用意してほしいと思います。

委員長 内藤委員、よろしいですか。選挙があって、新しく議員になられる方が慣れてないとかってことは、これは一切関係ない話ですよ。そんなことを見込んでやってきてる話じゃないんですよ。タブレットに変えて、ここまでやってきたっていうことはそういうことなんで。ペーパーレスっていうのはあくまでこの中での世界がペーパーレスで、この中のものを紙で打ち出すことは誰にでもできるんですよ。

だから、紙で持ちたい人は、そこから自分で打ち出して、紙で持てばいいじゃないですか。そういう話はずっと議論してきた話ですので、今ここでそういう話で議長のほうとかに要望を出したりだとか、それから、ここで、そのためにこうしようということを決める場ではありませんので、よろしいですか。

問（16） 今の議長の話は、ちょっと私は了承したくないんですけど。ちょっと話が全然違う方向なんですけど、たしか議会改革特別委員会ってICTのプロジェクトチームみたいのをつくったと思うんですけど、そちらの動きが今全然分からないのと、やっぱりこのiPad1台じゃ無理だからパソコンとかを併用したりとかそういう検討もっていう話があったような気がするんですけど。そのプロジェクトチームっていうのはどうなったのかなっていうのが分からな

いんですけど、もう終わっちゃったんですか。廃止されちゃったのか全然報告もないし、あんまり何か動きも見えないんですけど、それはどうなったんでしょうか。

委員長 今日、この後に報告がある予定になってますけども。

意 (16) そうですか。はい、わかりました。

委員長 それと、プロジェクトチームは、皆さん方からの御要望によってやるという形で終わってるはずですので、こういうところが分からんとかっていうことがもしかしたら個人的に、例えば副議長だとか、それから杉浦康憲議員とか、そういう、ITのほうに長けた議員のほうに個別に聞かれてる可能性もありますので、その辺はちょっと把握はしてませんが、この後に、プロジェクトチームのチームリーダーのほうから報告があるというふうに聞いております。

よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、次に広報・広聴委員長である副議長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副議長 それでは広報・広聴委員会の御報告をさせていただきます。

読んで御報告にさせていただきたいと思います。

広報・広聴委員会活動事項。委員会運営の効率化をしました。委員会運営方針・市議会だより編集方針の改定、円滑な議事運営、紙面の最終意思決定方法の明確化。登庁回数減への取組、タブレットでの資料の事前配布等により、各委員会の役割分担決めや軽度の修正協議を正副委員長に委任するなど、委員会開催頻度を減らすための取組を行いました。

広報・広聴活動ですが、議会報告会の延期を決めて、コロナ禍での見送りとなりました。

高校生向けへの紙面配布協力の取付け。12月議会が終わって今度3月1日号が高校生の、この広報・広聴委員会の中にも皆さんのほうに紙面として配布さ

れているので見ていただきたいんですけど、表紙のページに高校生の活動報告を入れて、高校生たちが撮った写真を使って、高校生の活動の紹介をしております。

これは若年層へ議会への関心を持ってもらうための取組でもありますし、この4月に高浜市議会の選挙もありますので、選挙にも行ってほしいということで、高校生の表紙にさせていただきました。

手話言語条例での取組ですが、手話に対する理解や関心を持ってもらえるよう毎号、手話言語についての記事を市議会だよりに掲載しております。皆様にも御協力いただいたので、記憶に新しいと思います。

紙面改善としましては、主な質疑及び賛成・反対意見等の復活掲載をしました。ホームページ閲覧件数の調査を経て、紙面での掲載を復活しております。

7としまして、QRコードを使った会議録への誘導。知りたい情報にすぐアクセスできるようQRコードを掲載しております。

以上が広報・広聴委員会の活動となります。

ただ、ちょっと広報・広聴委員会で一つ困ったことが起きておりまして、実は、委員会の一人が欠席したいという申出があって、欠席理由にならないと欠席届を受けられないと委員長として判断し、話し合った結果、その方は委員会に出席されたんですよ。

でも、そのときに広報・広聴委員会は調整機関ということで、条例に欠席届の規定がないと指摘されております。

前回の委員会で委員の一人の方が無断欠席をして、御本人から日程を勘違いしていて申し訳ないと申出があったんですけど、出欠規程が広報・広聴委員会にはないことから、これが問題となっております、議長にも報告しておりますが、広報・広聴委員会では決められないので、ここで御報告をさせていただきます。

以上、広報・広聴委員会の報告でございます。

それでは、引き続きプロジェクトチームの報告をさせていただきます。

プロジェクトチームがやりっ放しになっておりますっていうお話でしたけど、こういった御要望があったら、その御要望に対して、また研修なりということ

を考えておりますが、御要望が一件も私どもの耳には届いておりませんし、そういった要望もありませんでしたので、とりあえずのところ終わったと私のほうは解釈をしております。

以上でございます。

委員長 最後になりますけども、今日皆さん方に配付した資料、一覧表にしたやつ、議案ごとに一覧表にした資料ありますよね、今日皆さんに送ったやつ。その辺は事務局がすごく努力をしてつくってくれたんですよ。ああいう形をできるだけとっていく。多分、当局のほうもああいう形をとって、見やすい資料にしていく。タブレットだからこそ、このほうがいいだろうと思うような資料にしてきてくれるはずですよ。今後もそうしてくれると言ってくれると思います。

ですから、どうしても紙でいただきたい場合は、例えば、私も今日、次第書なんかは、今日は非常に案件が多いもんですから、多分様々な意見が出るということでメモもしなきゃいけないし、だから、資料はタブレットで見ながら紙のやつを自分で打ち出してきたんですよ。だからこういうやり方をやっていくしかないと思うんです、ICTに関しては。

先ほど内藤委員が言われたみたいに、新しい方はどうするのっていう話は、当然心配はしてあげなければいけないと思いますけれども、それなりの指導を、やっぱり事務局なり、あるいは先輩議員として残られる議員さんがみえるのであれば、それをやっていただくしかないと思うんですよ。議会全体のことと同じじゃないですか。これはあくまで道具ですもんね。これを持ってないと議会に参加できないという話では、実際はないんですよ。ないですけども、これをいかに使いこなすかによって、やっぱり能力の差はどうしてもできてしまいますので、やっぱり慣れていくしかないということだと思います。

ぜひその辺のところは、志をお持ちの方で知ってみえる方がもしいるのであれば、そういうふうにお伝えをいただければというふうに思います。

問(16) プロジェクトチームのほうで、当初、先ほど言ったように、iPadだけではなくて自分のパソコンの持込みとか、やっぱり1台だけではやれないんですよ、今委員長が言ったように。やっぱり1台あって紙が要るとか、ほ

かに機器を使いたいとか、そういう辺りは、たしか協議していくとか検討していくっていう話がすごい最初の頃なんですけどあったと思うんですけど、その辺りもし何か決まってるのかどうなのかっていうのが分からないので、そこを教えてください。

委員長 基本的にタブレット以外の機器を持ち込むということは、これ均等的には難しいものですから、タブレットを2台ずつ持たせるというのも難しいです。

ですから、あくまでやれることってというのは、紙で打ち出しをしてきて、紙でもってタブレットと併用して使うという形しかないというふうに思います。

問(16) 当初、知立の議員さんから研修を受けたときに、たしか御本人のパソコンとかそういうものをこれ以外に2台持ち込んでやってますよっていう話があったので、それに関して、プロジェクトチームでどうだったのかなってというのが、たしか今後検討しますってというような話があったような気がするんですけど、その辺りはどうでしょう。

委員長 いいですかね。

プロジェクトチームがやってきたのは、これをどう使いこなすかっていう話なんですよ。

そういう機器の持込みだとかってというのは、議会改革だとかプロジェクトチームでの話ではなくて、例えば各派会議だとかそういったところにかけて、それでもって進めていかないと、ここで決まったことは、先ほど議論していただいて決定したことも、これで決定じゃないですからね、まだ。これをまた各派に持ってくんですよ。議会改革でこういう話合いがされて、こういうふうにまとまりましたよっていうことを各派に持ってて、それから議運に持ってって、それから上程されて決まるわけですよ。

だから、これはプロジェクトチームの中で話をする話ではないと思います。

意(3) 自分もプロジェクトチームで、そういった形で、使い方について取り組んできましたが、プロジェクトチームとしてじゃなくて個人的な意見としては、僕もどっかの委員会のときにそういった複数台持込みをすべきだという個人的な意見を持っています。

でも、今回はプロジェクトチームではそういった形の答申すべきプロジェクトチームじゃなかったのでは終了したと思っています。

でも、自分の意見としては、今言ったようなことがありますので、来期以降、それは議会改革なのか議運なのか分かりませんが、そういったところで取上げていく問題なのかなと個人的には思っております。

委員長 プロジェクトチームだとか議会改革でパソコンの持込みを許可しましょうとか、タブレットでも携帯でも何でも持ってきていいですよっていうことを決めても、これは皆さん方に均等的にならないんですよ。

それがやれる方とやれない方もみえるんだし、1台ですらいじれない方がいるっていうのはよくないということでのプロジェクトチームですので、それを御理解していただきたいと思えます。

副議長 プロジェクトチームから一つお願いがあります。

皆さんに、これ1台で使えるっていうサイドブックスの使い方っていうのを皆さんに教えるって形で今まで進んできましたけれども、ラインワークスですね、スマートフォンをお使いの方は、スマートフォンにも入れることができますので、今、もしラインワークスを入れてないよっていう方で来期も議員さんが続けたいと思われるような方は、ぜひ、一步、慣れるところからラインワークスの申請をしていただきたいと思っております。

まだラインワークスを携帯のほうでアプリとしてやられてない方はみえますかね。後で申請をしていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

委員長 何のためにそれがいるか言わないと分からん。

副議長 タブレットだとふだんから見られない方もみえますので、携帯のほうに入っていたら、外出しててもさっと見られるかなってところで、連絡もとりやすいということで。ラインワークスは携帯のほうにも入れることができるということになっておりますので、ふだんの皆様の生活の中で利便性が上がると思えますので、ぜひ登録をしてください。

よろしく申し上げます。

委員長 事務局から来る連絡があるじゃないですか。あれは、ここのラインワ

ークスに来るんですよね。それと携帯のほうのラインワークスと共有できるんですよ。

だからこれを常に持ってなくても、そういう連絡事項に関しては、そこでもってのやりとりができるということになります。

それでは、以上をもって議会改革特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後0時30分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長